

事業所得のある方へ

令和3年度固定資産税償却資産申告のお知らせ

事業所得のある方へ、申告のお知らせです。

固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)についても課税されます。事業用資産(償却資産)を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、申告するよう地方税法で定められています。

工場・店舗の償却資産をはじめ、不動産(貸家・駐車場など)、太陽光発電事業経営に関する償却資産、農業経営等に関する償却資産も対象です。

事業用資産を所有する方は、忘れず申告をお願いします。

申告を要する資産

土地、家屋、軽自動車を除く事業用資産で取得価格が20万円以上もの(確定申告で減価償却資産として経費計上しているものについては、申告対象資産である可能性が高い。20万円以下でも、減価償却対象資産としている場合は申告の必要がある)

例

・工場等

家屋以外の構築物(家屋としていない簡易物置、看板、路盤整備など)
パソコン、検査装置・製造用の機械、太陽光発電設備 など

・商店等

家屋以外の構築物(家屋としていない簡易物置、看板、路盤整備など)
ショーケース、冷蔵庫、内装・調理設備(家屋評価していない部分)、
パソコン、太陽光発電設備 など

・不動産賃貸(貸家・駐車場経営など)

家屋以外の構築物(家屋としていない簡易物置、駐車場舗装、フェンス、
屋外給排水設備、太陽光発電設備) など

・農業

農業用機械(乗用タイプ(最高速度35キロメートル/h未満で農耕作業用
自動車)は軽自動車で申告ください) など

令和3年度の申告は、令和3年2月1日(月曜日)が提出期限です。

※償却資産申告書は、資産の所在する市町村へ提出するものです。